

公共下水道を使用される工場・事業場の皆様へ

事業場排水と下水道のあらまし

第5版

令和6年3月

春日井市上下水道部上下水道業務課

目 次

1 はじめに	1
2 下水道の役割	1
3 水をきれいにするしくみ（浄化センターにおける水処理方法）	2
4 下水道の使用	2
(1) 下水道の接続義務	2
(2) 下水道を使用するには	3
5 事業場排水	3
(1) 規制の根拠となる法律	3
(2) 事業場排水の及ぼす影響	3
6 特定施設と特定事業場	5
7 除害施設	5
8 下水道への排除基準	6
9 届出のしくみ	8
(1) 下水道法に基づく届出（公共下水道使用開始（変更）届出）	8
(2) 下水道法に基づく届出（特定施設に関する届出）	8
(3) 届出の流れ	9
10 事業者による水質測定・報告	10
(1) 水質測定の義務（法第12条の12、省令第15条）	10
(2) 報告義務（法第39条の2）	10
11 立入検査・改善命令等	11
(1) 立入検査（法第13条第1項、第2項）	11
(2) 改善命令等（法第37条の2、法第38条第1項）	11
12 事故時の措置	11
13 除害施設の適正管理	13
(1) 維持管理	13
(2) グリーストラップ等の維持管理の頻度の目安	13
14 産業廃棄物の処理	13
15 阻集器の設置	14

(1) 阻集器	14
(2) 必要容量	14
16 特定施設に関する届出書の記入方法	18
(1) 届出に必要な書類	18
(2) 特定施設設置届出書の記入例	19
(3) 氏名変更等届出書の記入例	34
(4) 特定施設使用廃止届出書の記入例	35
(5) 承継届出書の記入例	37
17 特定施設一覧表	37
(1) 水質汚濁防止法施行令 別表第1関連(第1条関係)	37
(2) ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2関連(第1条関係)	49
18 その他	51
(1) 作図例(グリーストラップ、オイルトラップ)	51
(2) 水質測定記録表	53

この冊子で使用する法令等の略称については、次の表を参照してください。

略称	法 令 等 名
法	下水道法(昭和33年4月24日 法律第79号)
政令	下水道法施行令(昭和34年4月22日 政令第147号)
省令	下水道法施行規則(昭和42年12月19日 建設省令第37号)
条例	春日井市下水道条例(昭和43年3月30日 条例8号)

1 はじめに

今日の私たちのくらしに欠くことができない公共下水道は、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質を保全するという大きな役割を果たしています。

市では、終末処理場（浄化センター）において下水（汚水）を処理していますが、どんな下水でもきれいな水に処理することができるわけではありません。

このあらましは、下水道のしくみ、下水道法等による水質規制、特定施設の届出、除害施設の設置に関する概要を紹介するものです。

2 下水道の役割

下水道が整備されると、私たちが日常生活で使った水やし尿は、「汚水」として汚水管に流れ、終末処理場に集められて浄化されます。そして、再び河川などに戻されます。また、雨は、「雨水」として雨水管に入り、速やかに河川などに流されます。この「汚水」と「雨水」を総称して「下水」といいます。

このため、トイレの水洗化をはじめ、側溝等に汚水や雨水がたまらないで、蚊やハエなどの発生を防ぎ、伝染病を予防し、大雨が降っても浸水がなく、清潔で快適な生活環境が確保されます。また、河川、湖、海などの公共用水域をきれいにする水質保全の役割を担っており、水環境をよみがえらせる働きをしています。

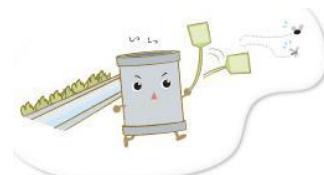
□ 快適なくらし

公共下水道が整備されると、トイレや台所の水など生活系排水を汚水管へ流すことができます。



□ きれいな生活環境

側溝等の身近な場所で、不衛生な汚水が溜まらなくなり、蚊やハエなどの発生を防ぐことができ、悪臭もなくなります。



□ 安全なくらし

台風、集中豪雨等で道路や庭に降った雨は、雨水管を通じて河川へすみやかに流れるため、街の浸水を未然に防ぐことができます。



□ 美しい自然環境

家庭や事業場から排出された汚水は、終末処理場できれいな水に浄化され、河川へ放流します。その結果、魚などの多くの生物がすむことができる河川へとよみがえらせることができます。



3 水をきれいにするしくみ（浄化センターにおける水処理方法）

浄化センターでは、汚水管を通って流れてきた汚水を沈砂池でゆるやかに流して土砂類を沈めて取り除き、ポンプで最初沈殿池へ送ります。

最初沈殿池では、汚水をゆるやかに流し、この間に沈殿しやすい泥等の大部分を沈殿させ除去します。

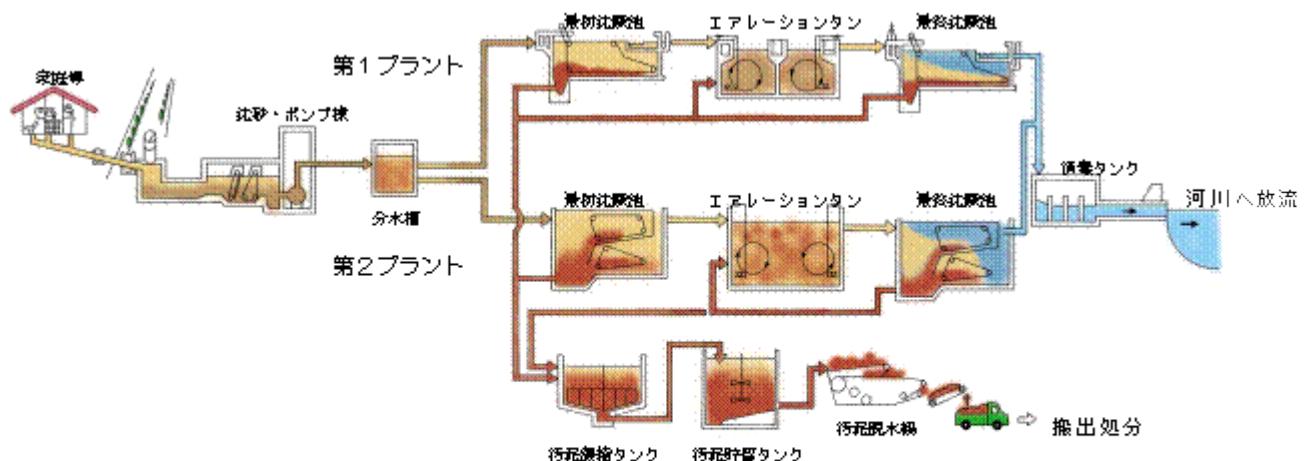
次に、汚水をエアレーションタンクへ送り、好気性微生物を多量に含んだ活性汚泥とよく曝気します。汚泥中の微生物は空気を吸って活発に活動し、水の汚れを食べたり、吸着して水を浄化します。この間に活性汚泥は増え、大きくなつて沈みやすくなります。

最終沈殿池内で、浄化された水は、活性汚泥とともにゆるやかに流れ、きれいな上澄みと活性汚泥とに分かれます。上澄みは消毒タンクで塩素殺菌してから河川へ放流します。沈殿した活性汚泥の一部はエアレーションタンクへ戻し、残りは最初沈殿池で取り除いた汚泥とともに汚泥貯留タンクへ送ります。

さらに、汚泥に含まれる水分をさらに減らすため、脱水機で脱水します。脱水汚泥は産業廃棄物として業者へ委託し処分しますが、セメント原料等に有効利用しています。

このように、微生物の働きによって汚水を浄化していますので、微生物に影響を与えるような有害物質、油脂類等を汚水管に流さないことが特に重要です。

【例】下水処理の流れ（勝西浄化センター）



4 下水道の使用

(1) 下水道の接続義務

汚水管が布設されると、供用開始の告示が行われ、下水道の利用が可能になります。

公共下水道が利用できるようになった地域（供用開始区域）にある事業場は、供用開始の告示の日を基準日として、遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません（下水道法第10条）。

下水道法抜粋

(排水設備の設置等)

- 第十条** 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。
- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

（2）下水道を使用するには

ア 汚水と雨水の分離

市では、汚水のみを浄化センターで処理する分流方式を採用しています。従つて、汚水は排水設備を設置して汚水接続ますから汚水管に流し、雨水等は側溝等に排出しなければなりません。

イ 届出制度

事業場について、設置する施設等により特定施設に該当する場合、届出が必要となります。

特定施設の設置、構造等の変更は、市が届出を受理して60日を経過した後でなければ着手することができません。詳細については、「16 特定施設に関する届出書の記入方法」（18ページ）を参照してください。

ウ 排水設備工事

排水設備等の新設、増設及び改築等の工事を行う際、あらかじめ公共下水道管理者（市長）の確認を受けなければならず、工事は排水設備指定工事店でなければなりません。したがって、排水設備等の新設等の工事を行う際は、必ず排水設備指定工事店に依頼してください。

ホームページの掲載先 ホーム > 暮らし・手続き > 上下水道 > 1 お客様へ >
4 宅地内の水道・下水道排水設備工事 > 春日井市排水設備指定工事店一覧

5 事業場排水

（1）規制の根拠となる法律

事業場排水等を河川等の公共用水域へ排出する場合には水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規制を受けますが、下水道へ排除する場合には下水道法の規制を受けることになります。

（2）事業場排水の及ぼす影響

事業場から排除される汚水によっては、そのまま排除すると汚水管を腐食したり、閉塞する恐れがあります。

また、浄化センターでは微生物の働きによって汚水を浄化していますが、この機能を低下させる物質を含んでいることがあります。

事業場排水が下水道へ及ぼす影響には、次の三つがあります。

- 下水道施設を損傷し、その機能を低下させる。
 - 微生物の働きを低下、又は処理不能にし、浄化センターの放流水質を悪化させる。
 - 重金属を含む汚水は、浄化センターで汚泥に蓄積され、汚泥処理等が困難になる。
- 以上のこととは、下水道の適正な維持管理を妨げ、また、放流水質を悪化させることになります。その結果、汚水処理費用の増大をきたし、下水道の使用者に新たな負担をかけることになりかねません。

汚水管や下水処理に影響を与える物質とその影響

項目	汚水管に及ぼす影響	下水処理(活性汚泥法)に及ぼす影響
カドミウム及びその化合物	—	活性汚泥中の微生物が死滅、又は増殖阻害が発生し、処理機能が低下。汚泥に蓄積するため、汚泥の処理等が困難となる。
鉛及びその化合物	—	
六価クロム化合物	—	
クロム及びその化合物	—	
有機燐化合物	—	
砒素及びその化合物	—	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	
シアン化合物	—	活性汚泥中の微生物が死滅、又は増殖阻害が発生し、処理機能が低下。青酸ガスを発生する危険性がある。
セレン及びその化合物	—	活性汚泥法では処理困難
ほう素及びその化合物	—	下水道への影響は不明
ふつ素及びその化合物	—	活性汚泥中の微生物が死滅、又は増殖阻害が発生し、処理機能が低下。汚泥に蓄積するため、汚泥の処理等が困難となる。
銅及びその化合物	—	高濃度では生物処理機能の低下、生物処理では処理困難、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
亜鉛及びその化合物	—	
鉄及びその化合物(溶解性)	—	
マンガン及びその化合物(溶解性)	—	
ベンゼン	—	処理機能への影響は不明
その他のVOCs(11 物質)	悪臭の原因となる。	活性汚泥による有機物除去機能への影響はほとんど認められないが、窒素除去機能が抑制される。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	—	活性汚泥等への機能障害は確認されていない。汚泥に蓄積するため、汚泥の処理等が困難となる。
ダイオキシン類	—	処理機能への影響については不明。極めて安定的な物質であるため、その処理は困難
農薬類(有機燐化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ)	—	活性汚泥中の微生物に対して毒性を示し、処理機能を阻害
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	活性汚泥中の微生物を異常繁殖させ、貧酸素状態となることで、処理機能を低下させる。アンモニアが十分に硝化できないため、放流先に影響を及ぼす可能性がある。
生物化学的酸素要求量(BOD)	—	高濃度のときは、生物処理機能の阻害
浮遊物質量(SS)	管渠に堆積し、閉塞させる。悪臭の原因となる。	高濃度のときは、生物処理機能の低下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類(原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油脂類))	粘性の大きい鉱油及び動植物油は管渠に付着し、閉塞させる。	活性汚泥に付着することにより、微生物の呼吸が阻害され、処理機能が低下。揮発性の鉱油は火災、爆発の危険性がある。
水素イオン濃度(pH)	酸性排水は金属、コンクリートを腐食させる。他の排水との混合によって種々のガスを発生させ、悪臭の原因となる。	生物処理機能の阻害
沃素消費量	管渠内を酸欠状態にする危険性がある。硫化水素を発生する危険性がある。金属、コンクリートを腐食させる。	多量の場合、曝気能力に影響する。
温度	高温排水は、金属、コンクリートの腐食を促進させる。他の排水との混合によって種々のガスを発生させ、悪臭の原因となる。	—

出典:国土交通省 都市・地域整備局下水道部 有害物質等流入事故対応マニュアル(平成17年11月30日)

6 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康及び生活環境に対し、被害を及ぼすおそれのある物質含んだ汚水を排出する施設であって、水質汚濁防止法施行令（第1条 別表第1）とダイオキシン類対策特別措置法施行令（第1条 別表第2）で定められたものをいいます（37～50ページ参照）。

特定施設を設置している事業場を特定事業場といい、特定施設の設置する者を特定施設の設置者といいます。

事業場排水の排除基準は、特定事業場もそれ以外の事業場も違いはありません。しかし、特定事業場には、届出の事務手続き、水質の規制、罰則が適用されるなど、厳しい内容となっています。

なお、旅館業（特定施設第66号の3）のうち、温泉を利用しない場合は、特定事業場には該当しません。

※特定事業場からの雨水が公共用水域へ排出される場合は、下水道法に基づく届出とは別に、市環境保全課へ水質汚濁防止法に基づく届出が必要となります。

7 除害施設

事業場からの排水は、水の汚れの程度、生物処理への影響、污水管等への影響等が大きい場合、そのまま污水管へ排除すると、污水管や浄化センターの水処理に悪影響を与えるおそれがあります。こうした事業活動に伴う汚水の汚濁負荷量を軽減し、事業場からの排水の水質を排除基準に適合させるために排水を処理する施設のことを除害施設といいます。

除害施設は、浄化センター本来の処理機能を発揮させ、安定した処理を行い、水質基準に適合した放流水質を得るために必要な施設です。

除害施設の例

分類	除害施設の種類	処理項目・性状	主な業種・施設
生物化学	活性汚泥処理装置	生物化学的酸素要求量(BOD)	食料品製造業、飲食店、パルプ製造業、食品加工等
物理化学	曝気活性炭吸着装置	揮発性有機化合物	ドライクリーニング業等
	pH調整装置	酸、アルカリ性排水	電気メッキ施設、表面処理施設、クリーニング業、染色施設等
	凝集沈殿装置	生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、重金属	電気メッキ施設、繊維製品製造業、製版、パルプ製造業等
固液分離	加圧浮上処理装置	ノルマルヘキサン抽出物質、浮遊物質量(SS)	パルプ製造業、染色施設、塗装業等
	グリーストラップ	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	飲食店、食品加工等
	オイルトラップ	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	ガソリンスタンド(自動式車両洗浄施設)、自動車整備工場等
	沈殿分離槽	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)、浮遊物質量(SS)	和菓子、製あん、資材置き場等
	ヘアートラップ	浮遊物質量(SS)	理髪店、美容院等
	ランドリー阻集器	浮遊物質量(SS)	クリーニング業、コインランドリー等
	プラスター阻集器	浮遊物質量(SS)	歯科医院、外科医院、粘土質を扱う作業等
	スクリーン	浮遊物質量(SS)	食品加工等

※複数の除害施設を設置しなければならない場合もあります。

8 下水道への排除基準

事業場から悪質な汚水を下水道に排除した場合、汚水管や浄化センターで様々な障害が発生します。そのようなことがないよう未然に防止するために定められたのが排除基準です。事業場の排除基準は、公共下水道の施設及び機能を保全すること、及び浄化センターの放流水質の水質基準を順守することを目的として、下水道法により定められています（7ページ）。排除基準には、直罰基準と除害施設設置基準があります。

(1) 直罰基準（法第12条の2）

この基準は、除害施設設置基準に優先して特定事業場に適用されます。

特定事業場から排除される汚水の水質が基準を超えた場合は、直ちに罰則が適用されることがあります。なお、カドミウム等の有害物質は排水量に関係なく全ての特定事業場に、水素イオン濃度等の環境項目等については日排水量50m³以上の特定事業場に罰則が適用されます。

下水道法抜粋

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十二条の九第二項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

(2) 除害施設設置基準（法第12条、法第12条の11、条例第9条の3）

この基準は、継続して公共下水道を使用する全ての事業場に適用され、汚水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設等を設置する必要があります。

事業場から排除される下水の水質が基準を超えた場合は、直ちに罰則が適用されることはありませんが、監督処分の対象となり、その処分に従わなかった場合は罰則が適用されます。

下水道法抜粋

（公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等）

- 第三十八条** 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。
- 一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
 - 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者。

第四十六条 第十二条の五（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

下水道への排除基準

令和6年4月1日より適用

項目	直罰基準(特定事業場)		除害施設設置基準 (全ての事業場)
	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下	0.03mg/l以下
	シアノ化合物	1mg/l以下	1mg/l以下
	有機燐化合物	1mg/l以下	1mg/l以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	六価クロム化合物	0.2mg/l以下	0.2mg/l以下
	砒素及びその化合物	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	0.005mg/l以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/l以下	0.003mg/l以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	ジクロロメタン	0.2mg/l以下	0.2mg/l以下
	四塩化炭素	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	0.04mg/l以下
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下	1mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下	0.4mg/l以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下	3mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	0.06mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
	チウラム	0.06mg/l以下	0.06mg/l以下
	シマジン	0.03mg/l以下	0.03mg/l以下
	チオベンカルブ	0.2mg/l以下	0.2mg/l以下
	ベンゼン	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下	0.1mg/l以下
環境項目等	ほう素及びその化合物	10mg/l以下	10mg/l以下
	ふつ素及びその化合物	8mg/l以下	8mg/l以下
	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下	0.5mg/l以下
	フェノール類	5mg/l以下	—
	銅及びその化合物	3mg/l以下	—
	亜鉛及びその化合物	2mg/l以下	—
	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/l以下	—
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/l以下	—
	クロム及びその化合物	2mg/l以下	—
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l
	温度	—	45度未満
	水素イオン濃度(pH)	5を超える未満	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/l未満	—
	浮遊物質量(SS)	600mg/l未満	—

※水質汚濁防止法又は関係条例等により、上記の基準より緩やかな排水基準が設定されている場合はその基準が適用されます。

詳細は、排水設備担当までお問合せください。

9 届出のしくみ

事業場が下水道を使用しようとする場合、特定施設及び除害施設の設置者等は次の届出が必要となります。なお、届出をする前に、事業内容、設置する除害施設の種類等について、必ず市と事前協議を行ってください。

(1) 下水道法に基づく届出（公共下水道使用開始（変更）届出）

特定事業場に限らず下水道を使用しようとする事業者は、次に該当する場合にあらかじめ届出が必要です。

届出の種類	届出を要する場合	届出の内容
公共下水道使用開始（変更）届出 (様式第四(第六条関係))	・日最大排水量50m ³ 以上の場合 ・下の表の用件を満たす排水を排出する場合 ・既に届出した内容を変更しようとする場合 (法第11条の2第1項)	・下水の量及び水質 ・使用開始年月日 ・除害施設の名称、汚水処理の方法
公共下水道使用開始届出 (様式第五(第六条関係))	上記の要件の対象とならない特定施設の設置者 (法第11条の2第2項)	・特定施設の種類 ・使用開始年月日

公共下水道使用開始（変更）届出が必要となる場合の水質（処理前の水質）

項目	製造業・ガス供給業	その他の業種
温度	40℃以上	
水素イオン濃度(pH)	5.7以下8.7以上	
生物化学的酸素要求量(BOD)	300mg／ℓ以上	
浮遊物質量(SS)	300mg／ℓ以上	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125mg／ℓ以上	
上記以外の7ページ「除害施設設置基準」に掲げる項目	7ページ「除害施設設置基準」の左の項目に対応する基準に適合しない水質	

(2) 下水道法に基づく届出（特定施設に関する届出）

特定施設の設置者は、公共下水道使用開始（変更）届出とは別に、次の届出が必要です。

ア 事前に届出が必要な場合

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限	罰則
特定施設設置届出書 (様式第六(第八条関係))(注1)	公共下水道を使用する者が、特定施設を新たに設置しようとする場合 (法第12条の3第1項)	設置の60日前までに提出 (実施制限期間60日)(注2)	
特定施設の構造等変更届出書 (様式第八(第十条関係))	既に特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届け出た者が、次のような変更をする場合 (法第12条の4) ・特定施設の構造、寸法等 ・特定施設で使用する材料等 ・除害施設の構造、寸法等 ・下水の量、水質、排水系統等	変更の60日前までに提出 (実施制限期間60日)(注2)	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金 (法第47条の2)

イ 事後に届出が必要な場合

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限	罰則
特定施設使用届出書 (様式第七(第九条関係))	公共下水道を使用している者が設置している施設について、当該施設が新たに特定施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	特定施設になった日から30日以内に提出	20万円以下の罰金 (法第49条)
	既に特定施設を設置している者が、新たに公共下水道を使用する場合 (法第12条の3第3項)	公共下水道を使用することになった日から30日以内に提出	
氏名変更等届出書 (様式第十(第十二条関係))	事業場の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合	変更した日から30日以内に提出	10万円以下の過料 (法第51条)
特定施設使用廃止届出書 (様式第十一(第十二条関係))	特定施設の使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内に提出	
承継届出書 (様式第十二(第十三条関係))	事業場を譲り受けるなど、届出者の地位を承継した場合	承継した日から30日以内に提出	

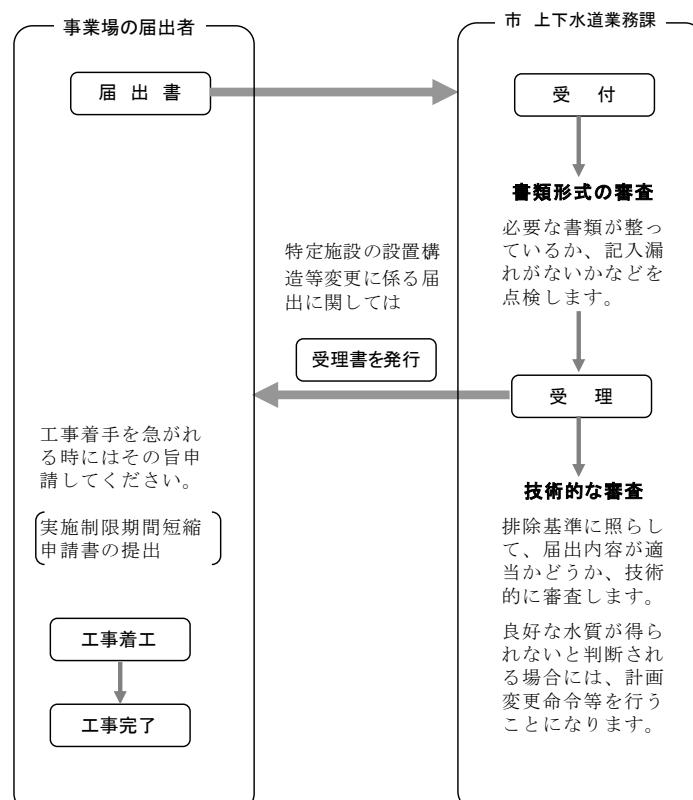
注1) 旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(温泉を利用するものを除く。)に係わるものについては、届出対象から除かれますが、公共下水道使用開始(変更)届出が必要となります。

注2) 実施制限期間の短縮措置があります。

届出書の書式に関するホームページ掲載先 ホーム > くらし・手続き > デジタル市役所(オンライン手続き等) > 申請書ダウンロード > 分野別で探す > 「下水道」分野 > 特定施設に係わる届出書

(3) 届出の流れ

審査を受ける必要のある「特定施設設置届出書」、「特定施設の構造等変更届出書」についての届出から工事完了までの手順は次のようになります。



10 事業者による水質測定・報告

(1) 水質測定の義務（法第 12 条の 12、省令第 15 条）

特定施設等を設置している事業者は、次のような方法で水質測定をし、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。

ア 測定方法

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年 12 月 17 日 厚生省建設省省令第 1 号）に定められた方法で行ってください。なお、水質検査部門がない場合は、環境計量証明機関へ委託することが可能です。

イ 水質測定結果の記録

水質測定結果は、水質測定記録表（53 ページ）に記録し、5 年間保存してください。

(2) 報告義務（法第 39 条の 2）

特定施設の設置者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度の報告を市から求められた場合、報告する義務があります。

また、この規定に違反して報告をしなかったり、虚偽の報告をした者には、罰則が適用されることがあります（法第 49 条第 5 項）。

項目	測定の回数	項目	測定の回数
カドミウム及びその化合物		チウラム	
シアン化合物		シマジン	
有機燐化合物		チオベンカルブ	
鉛及びその化合物		ベンゼン	
六価クロム化合物		セレン及びその化合物	
砒素及びその化合物		ほう素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		ふつ素及びその化合物	
アルキル水銀化合物		1,4-ジオキサン	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		フェノール類	
トリクロロエチレン	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上	銅及びその化合物	
テトラクロロエチレン		亜鉛及びその化合物	
ジクロロメタン		鉄及びその化合物(溶解性)	
四塩化炭素		マンガン及びその化合物(溶解性)	
1,2-ジクロロエタン		クロム及びその化合物	
1,1-ジクロロエチレン		ダイオキシン類	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上
シス-1,2-ジクロロエチレン		温度	排水の期間中1日1回以上
1,1,1-トリクロロエタン		水素イオン濃度(pH)	
1,1,2-トリクロロエタン		生物化学的酸素要求量(BOD)	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
1,3-ジクロロプロパン			

11 立入検査・改善命令等

(1) 立入検査（法第13条第1項、第2項）

公共下水道管理者は、下水道の機能や施設を保全し、浄化センターからの放流水質を適正に保つために、隨時、事業場への立入検査を実施しています。

その際、特定施設、除害施設、汚水の処理方法、処理に要する薬品使用状況、装置の点検・清掃の状況、汚泥発生量・処分方法等について調査を行い、必要に応じて採水・水質検査を実施しています。

(2) 改善命令等（法第37条の2、法第38条第1項）

立入検査時に除害基準に適合しない下水を排除している場合、または違反するおそれがあると認められた場合には、それを是正するのに必要な措置を口頭、文書等により改善の指導を行います。

対象	指導内容	罰則
直罰基準が適用される特定事業場	立入検査時に排除基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めた場合は、期限を定めて、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法の改善や下水への排除の停止を命令することがあります。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第46条）
除害施設設置基準が適用される事業場	立入検査時に排除基準に適合しない下水を排除するなど、下水道法等の関係法令に違反した場合は、それを是正するのに必要な措置をとるよう監督処分に基づく命令を行うことがあります。	

12 事故時の措置（法第12条の9）

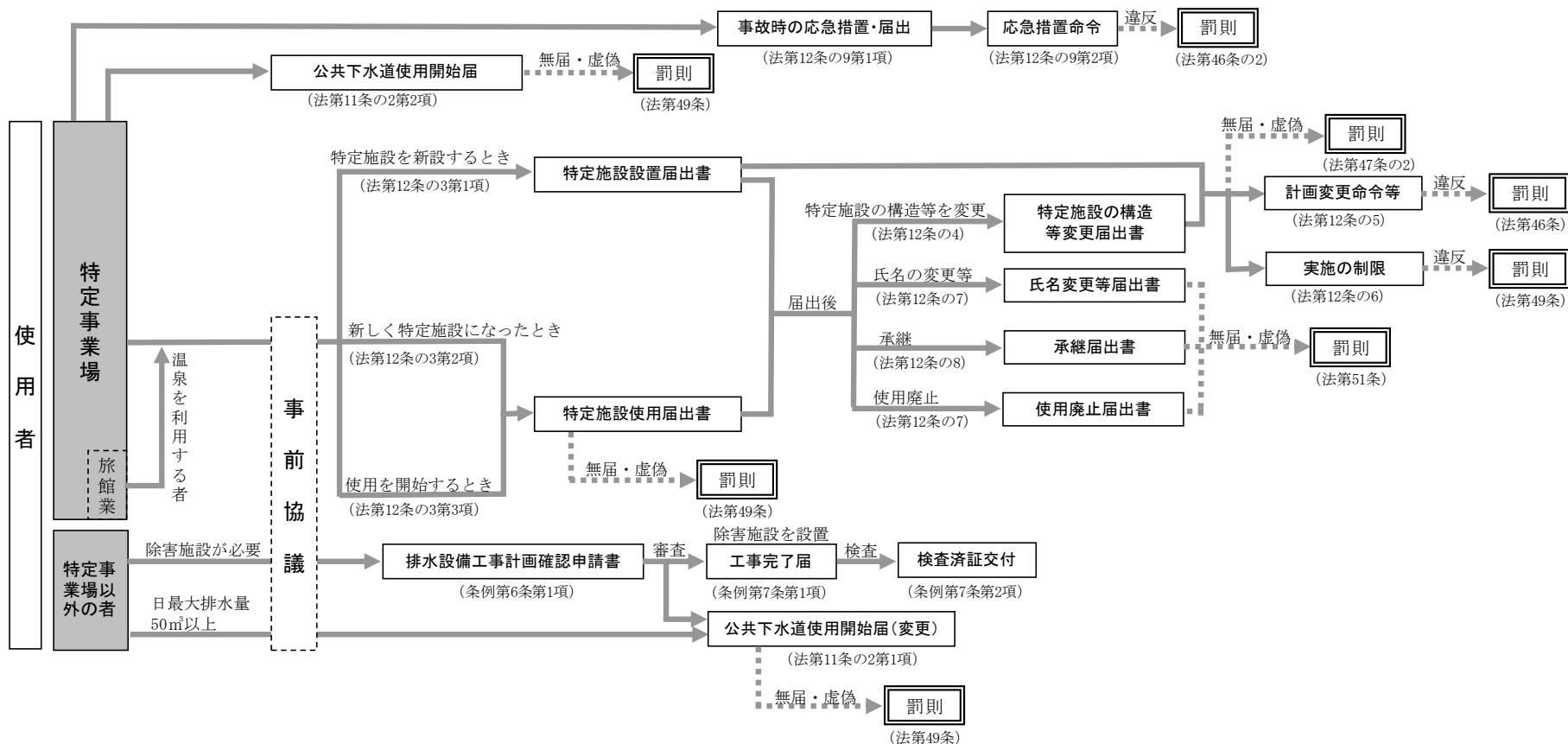
特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるカドミウム等の有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければなりません。また、応急措置を講じていないと認めるとときは、公共下水道管理者は応急措置を講ずることを命ずることができます。

なお、これらの措置命令に違反した者に対し、罰則が適用されることがあります（法第46条の2）。

届出書の書式に関するホームページ掲載先 ホーム > くらし・手続き > 上下水道 > 1 お客様へ > 5 水道・下水道のトラブル > 有害物質を流した時の対応

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類			
カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	1, 1, 1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
シアノ化合物	トリクロロエチレン	1, 1, 2-トリクロロエタン	ふつ素及びその化合物
有機燐化合物	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロパン	アンモニア、アンモニア化合物、
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	チウラム	亜硝酸化合物及び硝酸化合物
六価クロム化合物	四塩化炭素	シマジン	塩化ビニルモノマー
砒素及びその化合物	1, 2-ジクロロエタン	チオベンカルブ	1, 4-ジオキサン
水銀及びアルキル水銀	1, 1-ジクロロエチレン	ベンゼン	ダイオキシン類
その他水銀化合物	1, 2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	
水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる油			
原油	潤滑油	灯油	動植物油
重油	軽油	揮発油	

特定施設の届出等及び罰則



13 除害施設の適正管理

(1) 維持管理

事業場からの排水について、常に排除基準を順守するためには、日常の運転管理、保守点検等の維持管理を適切に行う必要があります。そのために、次のことに留意してください。

ア 除害施設の管理体制を確立する。

イ 除害施設の運転日誌を作成し、整理・保管しておく。

(記録内容の例)

- ・処理に係る水量
- ・原水及び処理水質
- ・処理に要する薬品量と在庫量
- ・施設の稼動状況（時間）
- ・発生汚泥量及び処分状況 など

ウ 処理水質や除害施設に異常を発見したときは、原因を究明し、必要な応急措置を講ずるとともに、上下水道部業務課に連絡・報告する。

エ 汚泥、廃油等の産業廃棄物は回収し、生活環境の保全上支障のないように適切に保管する。

(2) グリーストラップ等の維持管理の頻度の目安

グリーストラップ及びオイルトラップの維持管理の頻度の目安は、次の表のとおりです。グリーストラップが適正に維持管理されないと、油分等が污水接続ますや汚水管に流出し、冷えて固まり、管の内面にこびりつき、管の詰まりの原因になりますので定期的な清掃等を徹底してください。

業種等	維持管理の頻度の目安
グリーストラップを設置している飲食店等	バスケット:1回／日 槽内浮上油脂分:1回／週 槽内全体:1回／1か月 流入口・流出トラップ:1回／2～3か月
オイルトラップを設置しているガソリンスタンド等	日常的に槽内に浮上している油分を吸着材等で除去 槽の底部に溜まった汚泥は、定期的に除去

14 産業廃棄物の処理

除害施設等から回収した汚泥、油分等の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者自ら処理しなければなりません。ただし、事業者自身で処理できない場合は、産業廃棄物処理業者へ処理を委託することも認められています。

15 阻集器の設置

(1) 阻集器

阻集器は、排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいい、公共下水道及び排水設備の機能を妨げ、又は損傷するのを防止するとともに、浄化センターにおける放流水の水質確保のために設置しなければなりません。

(2) 必要容量

ア グリーストラップ（動植物油油脂系油水分離槽）（飲食店、食品製造、販売店等）

グリーストラップの必要容量は、「SHAS E-S 217-2016 グリース阻集器（空気調和・衛生工学会規格）」にしたがって算定してください。算定の手順は次のとおりです。なお、現場打ちで施工する場合は、51 ページの作図例の構造としてください。

①流入流量、阻集グリース及びたい積残さの質量を求める。

②許容流入容量および標準阻集グリースの質量が、①によって求めたそれぞれの値以上となる阻集器を選定する。

店舗全面積に基づく方法

・流入流量の計算

$$Q = A \cdot W_m \times (n / n_0) \times (1 / t) k$$

ここに、

Q : 流入流量 [L/min]

A : 店舗全面積 [m²]

W_m : 店舗全面積 1m²・1 日当たりの使用水量（表1） [L/(m²・日)]

n : 回転数（表2 なお、当事者間の打合せにより定めてもよい） [人/(席・日)]

n₀ : 補正回転数（表3） [人/(席・日)]

t : 1 日当たりのちゅう房使用時間（表1） [min/日]

k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率（表1） [倍]

・阻集グリース及びたい積残さの質量の計算

$$G = G_u + G_b$$

ここに、

G : 阻集グリース及び堆積残さの質量 [kg]

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

G_b : 堆積残さの質量 [kg]

$$G_u = A \cdot g_u \times (n / n_0) \times i_u \cdot C_2$$

ここに、

A : 店舗全面積 [m²]

g_u : 店舗全面積 1m²・1 日当たりの阻集グリースの質量（表1） [g/(m²・日)]

i_u : 阻集グリースの掃除周期（当事者間の打合せによる） [日]

C₂ : 定数 (=10⁻³) [kg/g]

$$G_b = A \cdot g_b \times (n / n_0) \times i_b \cdot C_2$$

ここに、

g_b : 店舗全面積 $1\text{m}^2 \cdot 1\text{日当たりのたい積残さの質量}$ (表1) [g/(m²・日)]

i_b : たい積残さの掃除周期 (当事者間の打合せによる) [日]

表1 各因子の標準値^{※1}

因子	W _m	t ^{a)}	k	g _u	g _b
食種	店舗全面積 $1\text{m}^2 \cdot 1\text{日当たりの使用水量}$ [L / (m ² ・日)]	1日当たりの ちゅう房使用 時間 [min / 日]	危険率を定めたときの流量 の平均流量に 対する倍率 720 3.5 600	店舗全面積 $1\text{m}^2 \cdot 1\text{日当たりの阻集グリー}$ スの質量 [g / (m ² ・日)]	店舗全面積 $1\text{m}^2 \cdot 1\text{日当たりの堆積残渣の質}$ 量 [g / (m ² ・日)]
	中国(中華料理)	130		18.0	8.0
	洋 食	95		9.5	3.5
	和 食	100		7.0	2.5
	ラーメン	150		19.5	7.5
	そば・うどん	150		9.0	3.0
	軽 食	90		6.0	2.0
	喫 茶	85		3.5	1.5
	ファーストフード	20		3.0	1.0
	社員・従業員食堂	90		6.5	3.0
	学 生 食 堂	45		3.0	1.0

注^{a)} 1日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当たりのちゅう房時間としてもよい。

※1: 公益社団法人 空気調和・衛生工学会『空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217-2016 グリース阻集器』公益社団法人 空気調和・衛生工学会、平成28年、4頁

表2 回転数の標準値^{※2}

食種	回転数 [人 / (席・日)]
中国(中華)料理	5.0
洋 食	4.5
和 食	5.0
ラーメン・そば・うどん	5.0
軽 食	7.0
喫 茶	8.0
ファーストフード	8.0
社員・従業員食堂	4.0
学 生 食 堂	4.0

※2: 公益社団法人 空気調和・衛生工学会『空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217-2016 グリース阻集器』公益社団法人 空気調和・衛生工学会、平成28年、5頁

表3 補正回転数の標準値^{※3}

	補正回転数 [人／(席・日)]																
	ちゅう房を含む店舗全面積 [m ³] ^{a)}																
	25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000	1500
中国(中華)料理	—	—	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	—	—	—	—	—	—
洋食	—	—	—	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	—	—
和食	—	—	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	—	—	—	—	—	—
ラーメン・そば・うどん	—	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—
喫茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファーストフード	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—
社員・従業員食堂	—	—	—	—	—	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5
学生食堂	—	—	—	—	—	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5

注^{a)} 店舗全面積の値が表中の間となる場合には、比例補正して求める。

※3：公益社団法人 空気調和・衛生工学会『空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217-2016 グリース阻集器』公益社団法人 空気調和・衛生工学会、平成28年、5頁

利用人数に基づく方法

・流入流量の計算

$$Q = N \cdot W_m \times (1 / t) k$$

ここに、

Q：流入流量 [L/min]

N：1日当たりの利用人数 [人/日]

W_m：利用人数1人当たりの使用水量（表4）[L/人]

t：1日当たりのちゅう房使用時間（表4）[min/日]

k：危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率（表4）[倍]

・阻集グリース及びたい積残さの質量の計算

$$G = G_u + G_b$$

ここに、

G：阻集グリース及びたい積残さの質量 [kg]

G_u：阻集グリースの質量[kg]

G_b：たい積残さの質量[kg]

$$G_u = N \cdot g_u \times i_u \cdot C2$$

ここに、

g_u：利用人数1人当たりの阻集グリースの質量（表4）[g/人]

i_u：阻集グリースの掃除周期（受渡当事者間の打合せによる）[日]

C₂：定数 (=10⁻³) [kg/g]

$$G_b = N \cdot g_b \times i_b \cdot C2$$

ここに、

g_b：利用人数1人当たりのたい積残さの質量（表4）[g/(m²・日)]

i_b : たい積残さの掃除周期 (受渡当事者間の打合せによる) [日]

C_2 : 定数 ($=10^{-3}$) [kg/g]

表4 各因子の標準値^{*4}

因子 食種	W_m [L /人]	$t^a)$ [min /日]	k	g_u [g /人]	g_b [g /人]
利用人数1人当たりの使用水量	中国(中華料理)	80	危険率を定めたときの流量の平均流量に対する倍率 720	11.0	5.0
	洋 食	80		8.0	3.0
	和 食	80		5.5	2.0
	ラーメン	50		6.5	2.5
	そば・うどん	50		3.0	1.0
	軽 食	45		1.0	0.5
	喫 茶	25		1.5	0.5
	ファーストフード	10		3.5	1.5
	社員・従業員食堂	50		1.5	0.5
	学 生 食 堂	25		0.7	0.3
学校給食	15	480			

注^{a)} 1日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当たりのちゅう房時間としてもよい。

*4: 公益社団法人 空気調和・衛生工学会『空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217-2016 グリース阻集器』公益社団法人 空気調和・衛生工学会、平成28年、7頁

その他

グリーストラップにオゾン等を利用してばっ氣したりする処理装置を追加して設置するとばっ氣装置によってグリーストラップ内部がかくはんされ、分離浮上している阻集グリース及び底部に堆積している残さが流出し、排水管や下水道本管が閉塞する場合がありますので設置しないで下さい (『SHASE-S 217-2016』より抜粋)。

イ オイルトラップ (鉱物油系油水分離槽) (自動車整備、ガソリンスタンド等)

作図例 (ページ) の構造を基本とし、この寸法以上の有効能力を有するものを設置してください。

ウ ヘアートラップ (ネット) (理美容室 (整髪) 等)

既製品を設置してください。

エ ランドリー阻集器 (クリーニング、コインランドリー等)

既製品を設置してください。

オ プラスター阻集器 (歯科、外科、接骨院等)

既製品を設置してください。

その他阻集器を設置する際は上下水道業務課と事前協議を行ってください。

16 特定施設に関する届出書の記入方法

(1) 届出に必要な書類

番号	必　要　書　類　等	所定用紙	◎、○の区分
1	特定施設設置届出書	様式第六	◎
2	特定施設使用届出書	様式第七	◎
3	特定施設の構造等変更届出書	様式第八	◎
4	特定施設の種類及び構造	別 紙 1	○
5	特定施設の使用方法	別 紙 2	○
6	汚水の処理方法	別 紙 3	○
7	下水の量及び水質、用水及び排水の系統	別 紙 4	○
8	工場・事業場の概要、工場・事業場の案内図	有	○
9	特定施設の構造図	無	○
10	工場全体の配置図 (1) 特定施設の設置場所 (2) 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所 (3) 汚水処理施設の設置場所 (4) 用水及び排水の配管位置 (5) 排水口の位置	無	○
11	特定施設を含む操業の系統図（フローシート）	無	○
12	汚水処理施設の構造図	無	○
13	汚水処理の系統図（フローシート）	無	○
14	汚水等の導水系統図	無	○

注) ◎必須書類、○は必要に応じて添付が必要となる書類

(2) 特定施設設置届出書の記入例

様式第六（第八条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

○年○月○日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない
者が届出者になる場合、代表者
の委任状が必要

申請者 住所 **名古屋市〇区〇〇丁目〇番地**
 氏名又は名称及び **〇石油(株)**
 法人にあつては **代表取締役 ○○ ○○**
 その代表者の氏名
 電話番号 **〇〇-〇〇〇〇**

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇石油(株)春日井事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	春日井市〇町〇町〇番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	71 自動式車両洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図画、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙1

1～2 特定施設の種類及び構造

事業場において使っている番号等があれば記入する。

1	特定施設の番号	1		
	特定施設の名称	門型自動洗車機	カタログ、パンフレット等仕様がわかる資料を添付すること	
2-イ	型式	(株)○○製 JW-400型		
	構造	鋼鉄製	設置基数についても記入する。	
	主要寸法	幅 3600mm 横 2700mm 奥 2600mm 1基		
	能力	処理能力 10台/h 所要時間 5分/台	「全体は位置図」、「特定施設及び関連する主要機械又は主要装置の設置場所」を添付する。	
	主要機械又は主要装置の配置	別紙配置図のとおり	別紙配置図のとおり	別紙配置図のとおり
2-ロ	工事着手予定期日	○年○月○日		
	完成予定期日	○年○月○日		
	使用開始予定期日	○年○月○日	当該施設担当者名、主要製品等、参考となるべき事項を記入する。	
2-ハ	参考事項 施設担当者:○○ ○○			

別紙2

3 特定施設の使用方法

事業場全体の配置図を添付し、特定施設の設置場所を明示する。

3-イ	設 置 場 所	別紙配置図 のとおり	別紙配置図 のとおり	別紙配置図 のとおり
3-ロ	特定施設を含む 操業の系統	別紙配置図 のとおり	工場の場合は、原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設を区分する。	
3-ハ	使用時間の間隔	隨時		
	1日の使用時間	3時間		
	季節的変動	なし		
3-ニ	原 材 料 の 種 類 (消耗資材を含む)	洗剤・ワックス	特定施設を含む作業工程で実際に使用している全ての原材料等について記入する。 欄内に記入できない場合は、別紙に記入すること。	
	使 用 量 (1日当たり)	洗剤 0.15ℓ/日 ワックス 0.4ℓ/日		
	使 用 の 方 法	希釈し噴霧	特定施設から排水される汚水量	
3-ホ	水量 m ³ /日	2.0		
通 常	pH	7.0		
	BOD	30 mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
	SS	35 mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
	n-ヘキサン	20 mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
最 大	水量 m ³ /日	3.0		
	pH	7.0		
	BOD	35 mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
	SS	40 mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
	n-ヘキサン	25 mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
3-ヘ	参 考 事 項		工場の場合は、製造、使用又は処理している有害物質等を記入する。	

別紙3

4 汚水処理の方法

4-イ	設置場所	別紙配置図のとおり									
4-ロ	工事着工予定年月日	〇年〇月〇日									
	完成予定年月日	〇年〇月〇日									
	使用開始予定年月日	〇年〇月〇日									
4-ハ	種類	グリーストラップ(油水分離槽)									
	型式、構造	鉄筋コンクリート製									
	主要寸法	900×900×1,100(mm) × 4槽									
	能力	10 m³/日									
	処理の方法	浮上分離									
4-ニ	処理の系統	「6 用水及び排水の系統」を参照									
4-ホ	集水および導水方法	自然流下									
4-ヘ	使用時間間隔	連続									
	1日の使用時間	12時間									
	季節的変動	なし									
4-ト	処理に要する消耗資材	なし									
	用途別使用量(1日当り)	なし									
4-チ		通常									
	水量 m ³ /日	2.0									
	水質	項目	pH	BOD	SS	n-ヘキサン		pH	BOD	SS	n-ヘキサン
		処理前	7.0	30	35	20		7.0	35	40	25
		〃後	7.0	18	10	2		7.0	20	15	3
4-リ	残渣の種類 (濃厚廃液を含む)	廃油、土砂									
	生産量(1月当り)	廃油5ℓ、土砂 15 kg									
	残査の処理方法 (委託先)	産業廃棄物処理業者に委託									
4-ヌ	公共下水道への排除方法	処理水→No.1汚水接続ますへ自然流下									
4-ル	参考事項	廃油:〇〇クリーンサービス(株) 〇市〇町(産廃許可番号****) 土砂:〇〇産業 〇〇市〇区〇(産廃許可番号****)									

別紙4

5 下水の量及び水質

5-イ	通常						
	排水口 名 称	水 量 $m^3/\text{日}$	水 質				
			pH	BOD	SS	n-ヘキサン	
No.1排水口 洗車排水	2.0	7.0	18	10	2		
生活排水	1.0						
No.2排水口 雨水	雨水						
統合排水							
最				大			
No.1排水口 洗車排水	2.0	7.0	20	15	3		
生活排水	1.0						
No.2排水口 雨水	雨水						
統合排水							
5-ロ	参考事項 No.1排水口…公共下水道 No.2排水口…雨水排水口						

6 用水及び排水の系統

6	用水の系統	別紙系統図のとおり		
	排水の系統	別紙系統図のとおり		
	用 水 系 統	使用量 $m^3/\text{日}$	用途別使用量 $m^3/\text{日}$	
	水 道 水	1.0	特 定 施 設	2.0
	井 戸 水	2.0	そ の 他 の 施 設	
	工 業 用 水		冷 却 水	
	海 水 ・ 河 川 水		事 務 所 ・ 廉 房 等	1.0
	その他の循環水・雨水)		そ の 他 ()	

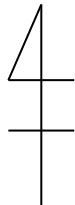
工場・事業場の概要

工場事業場の名称	○石油株春日井事業所	敷地面積	1,000 m ²
資本金	1,000万円	創業年月日	○年○月○日
従業員数	5人	排水設備担当者所属氏名	○○ ○○ 電話 (○○)○○○○
主な生産品	ガソリンスタンド	担当者名、所属先等を記入する。	

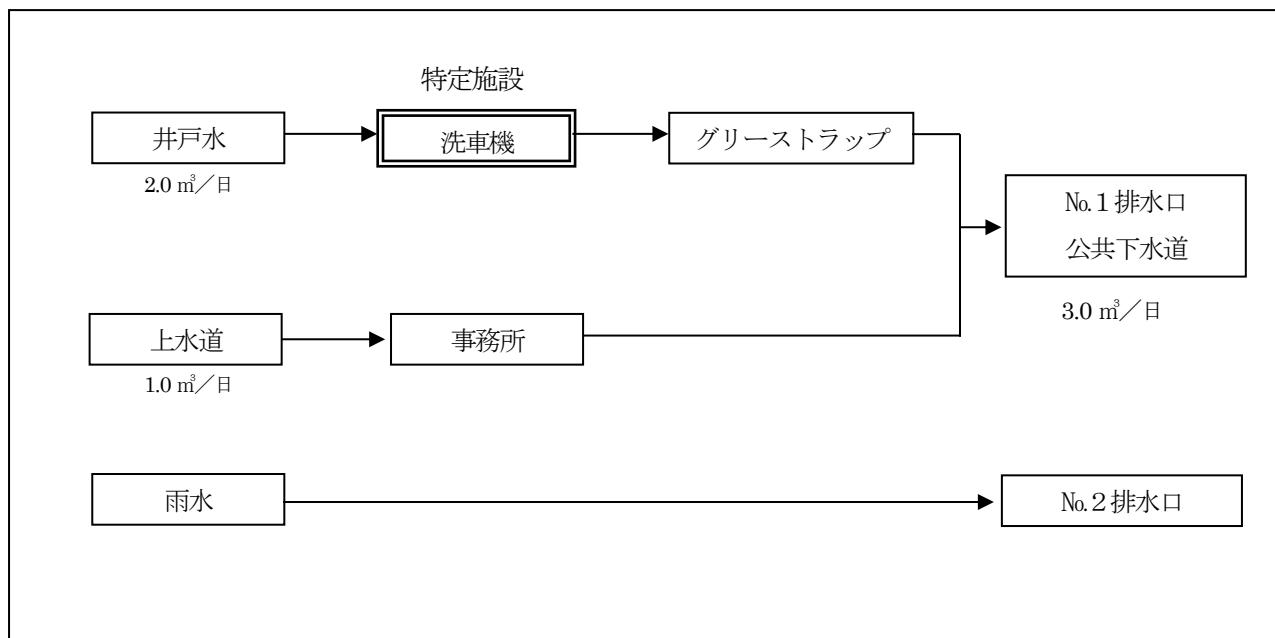
〈工場・事業場の案内図〉

N

事業場の付近見取図を記載する。住宅地図のコピーを貼り付けてよい。
最寄の駅等、目印となる建物等を記入すること。



6 用水及び排水系統図



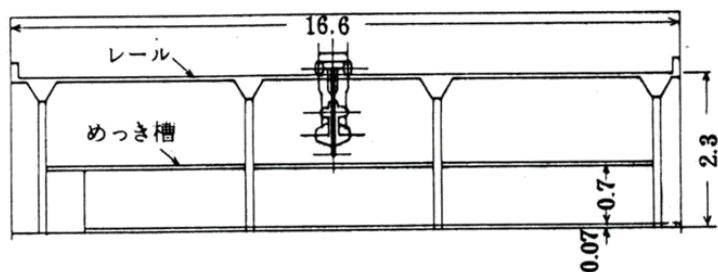
所定の様式がないものの作成例

特定施設の構造図

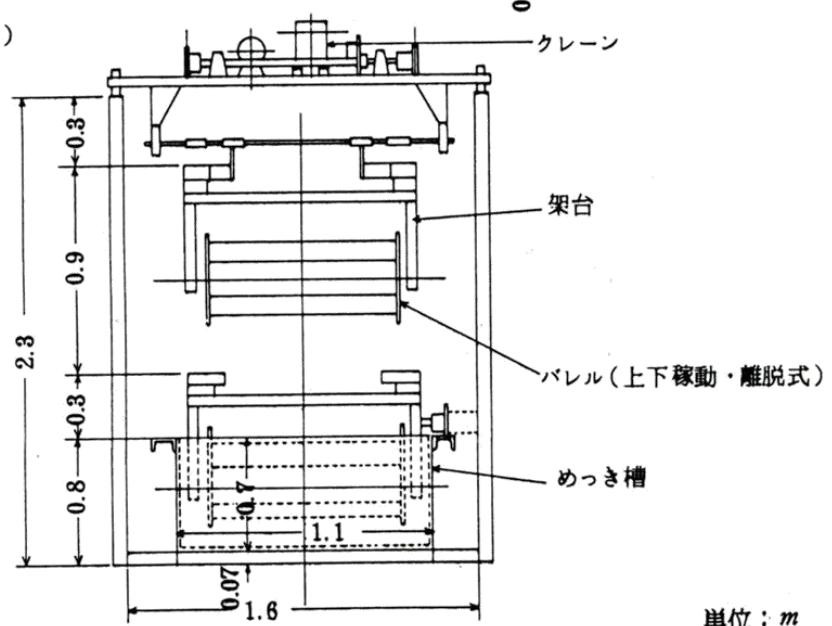
全自動銅・ニッケル・クロムめっきライン

各メッキ槽の構造

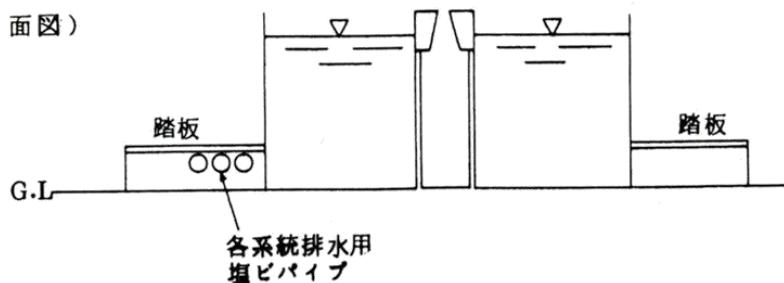
(側面図)



(正面図)

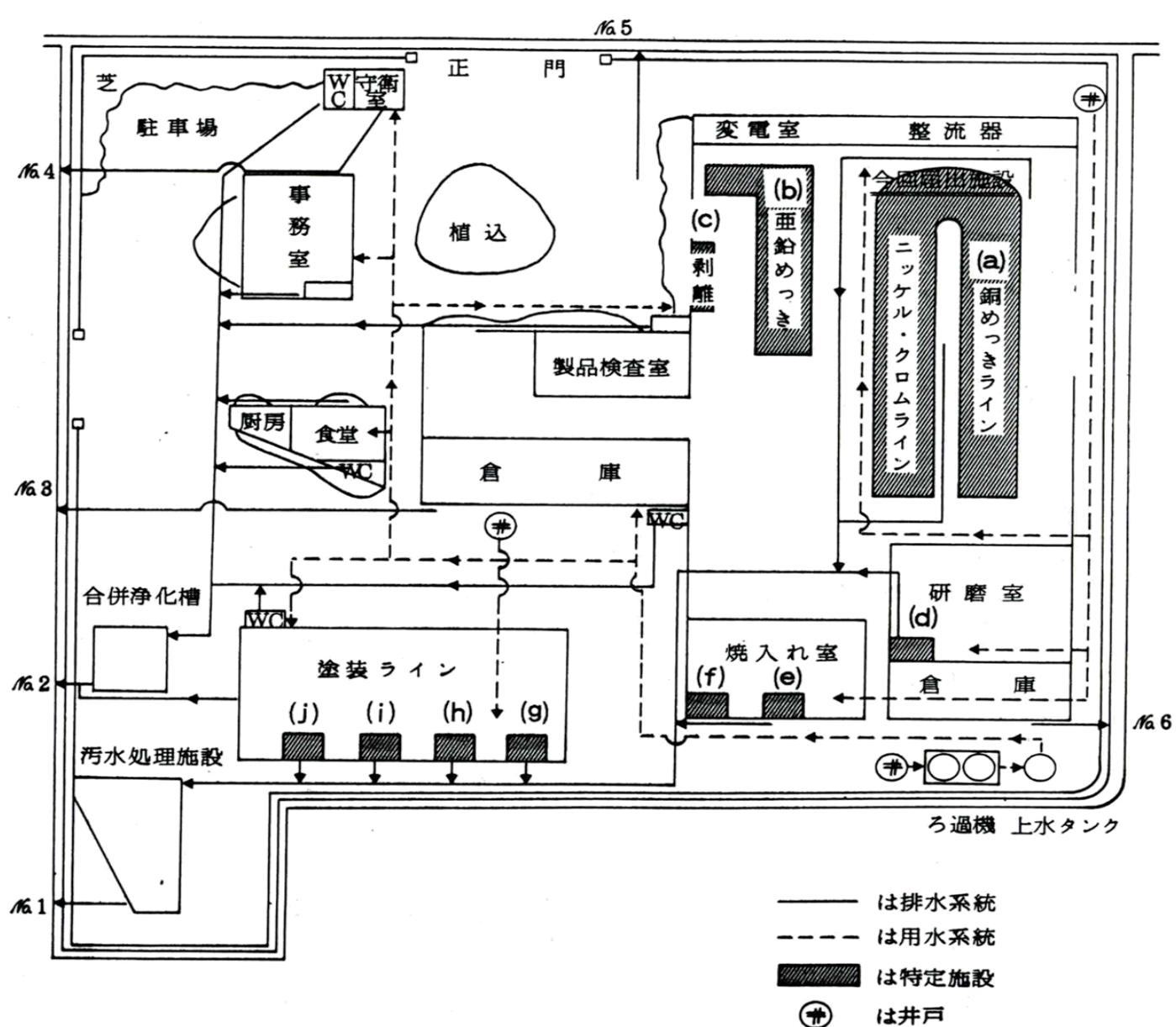


(断面図)

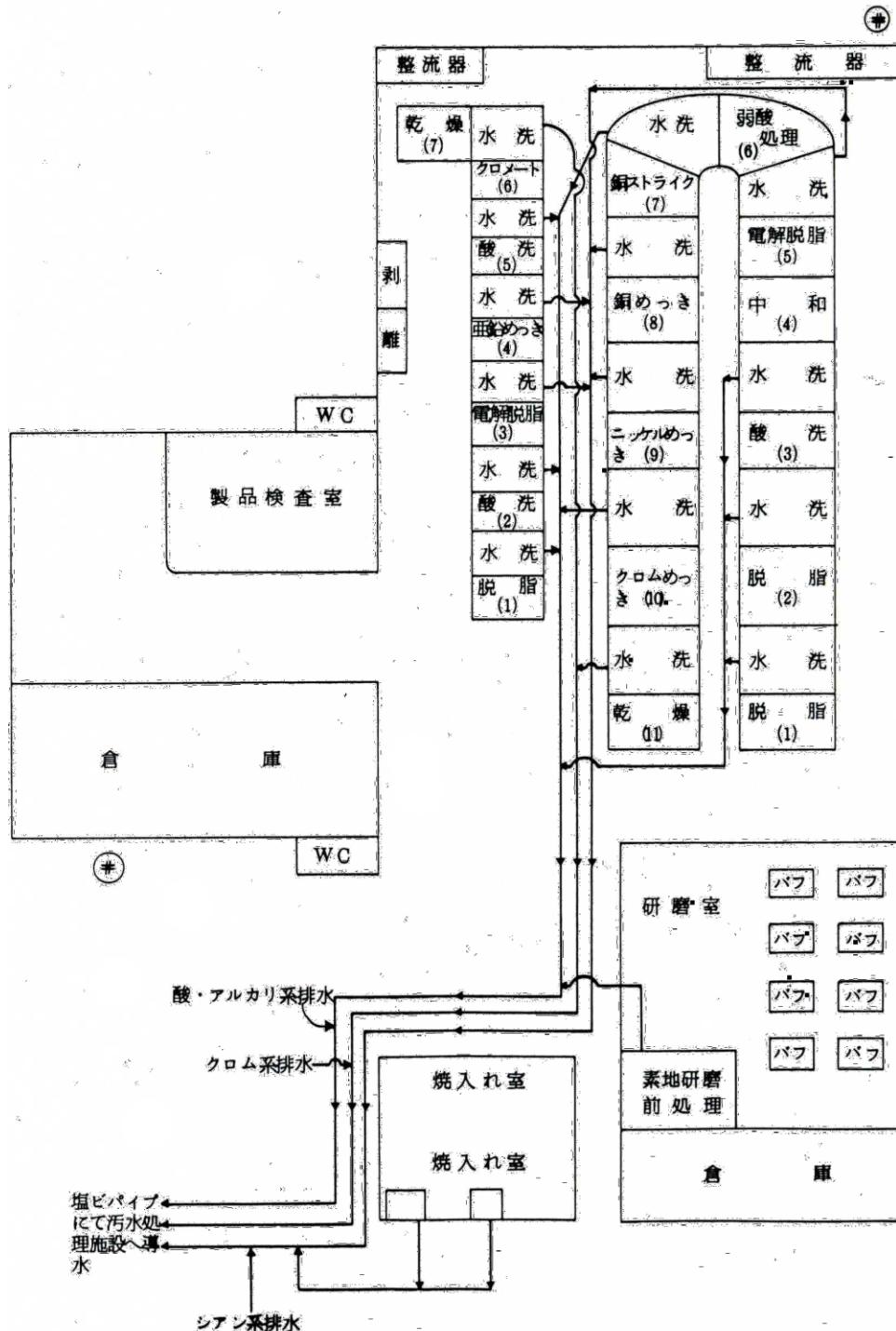


工場全体の配置図

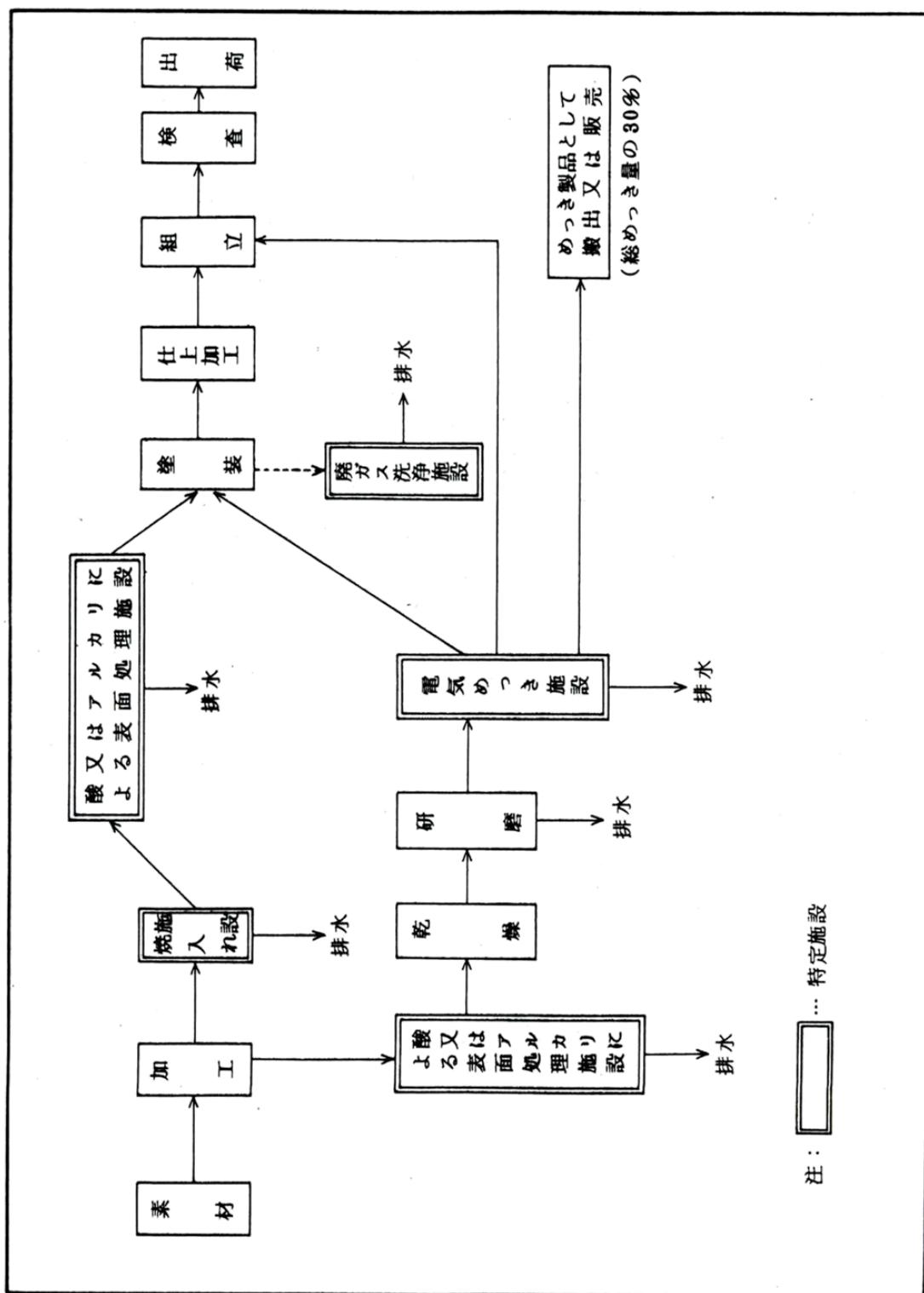
- (1) 特定施設の設置場所
- (2) 特定施設に関する主要機械又は主要装置の設置場所（詳細は 26 ページ）
- (3) 汚水処理施設の設置場所
- (4) 用水及び排水の配管位置
- (5) 排水口の位置



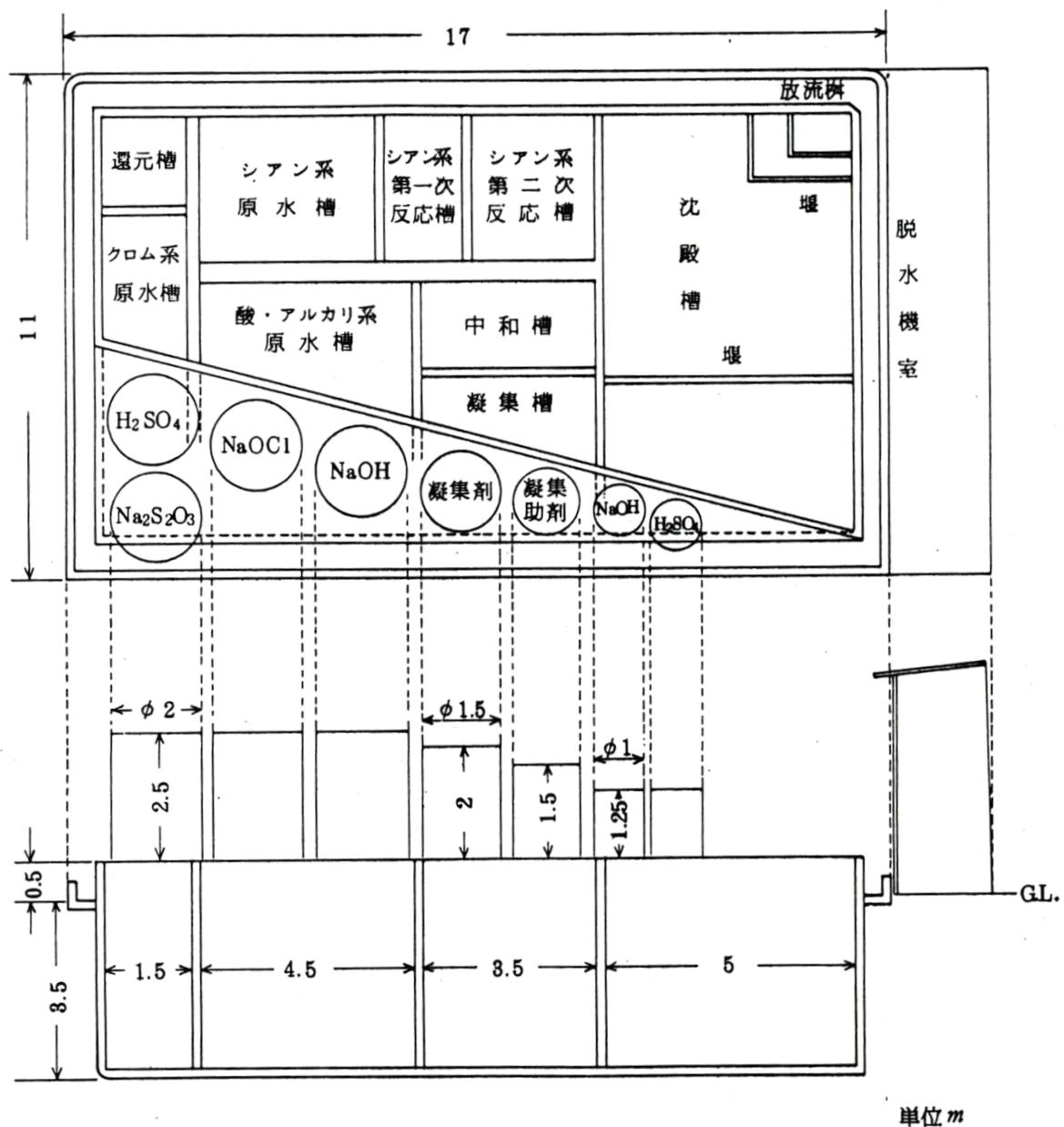
特定施設に関する主要機械又は主要装置の場所（詳細）



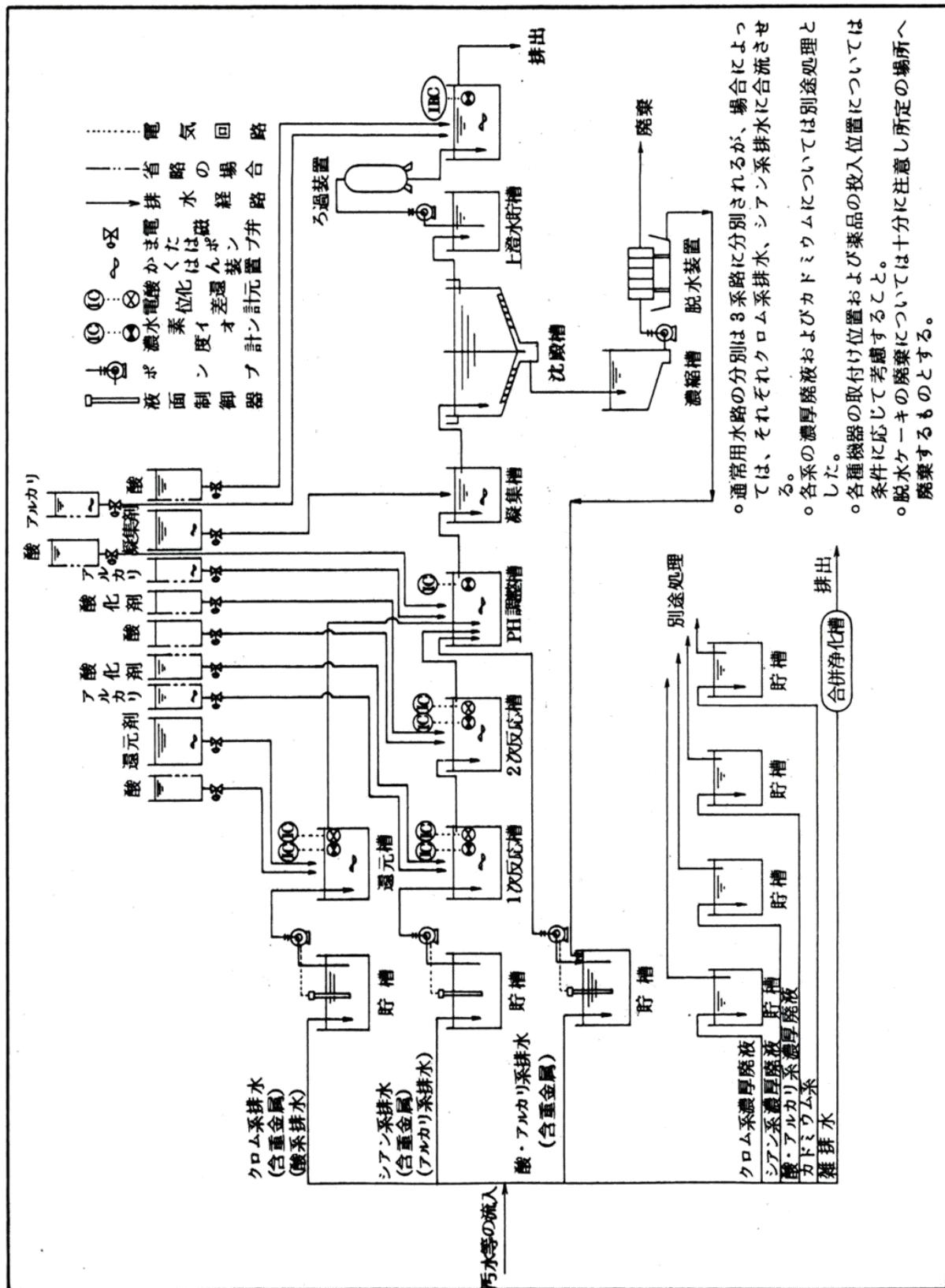
特定施設を含む操業の系統図（フローシート）



汚水処理施設の構造図



汚水処理の系統図 (フローシート)



原材料の種類及び処理に要する消耗資材

1. 原材料の種類

(1) 電気めっきの陽極として使用するもの

電 気 銅 10Kg/日

含 リン 銅 20Kg/日

ニッケル板 10Kg/日

(2) 電気めっきのための処理液の作成に使
用するもの

9 8 % 硫 酸 25Kg/日

8 5 % 塩 酸 100Kg/日

6 7.5 % 硝 酸 20Kg/日

無 水 ク ロ ム 酸 12Kg/日

シアン化ナトリウム 8Kg/日

水酸化ナトリウム 40Kg/日

シアン化 カリウム 1Kg/日

2. 処理に要する消耗資材

9 8 % 硫 酸 2Kg/日

水酸化ナトリウム 15Kg/日

次亜塩素酸ナトリウム 100Kg/日

重亜硫酸ナトリウム 15Kg/日

水酸化カルシウム 15Kg/日

高 分 子 凝 集 剤 0.1Kg/日

→(実際使用しているものをすべて記入すること)

特定施設一覧表

○メッキ工場

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量(m ³ /日)	
				通常	最大
(a)銅・ニッケル・クロム メッキライン	66 電気めっき施設	H30.12.1	R.1.5.1	70	80
(b)亜鉛メッキライン	66 電気めっき施設	H13.4.1	H14.10.1	30	35
(c)剥離施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	H13.4.1	H14.10.1	10	15

○研磨室

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量(m ³ /日)	
				通常	最大
(d)素地研磨前処理施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	H13.4.1	H14.10.1	10	15

○焼入れ室

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量(m ³ /日)	
				通常	最大
(e)No. 1 焼入れ施設	63-イ 焼入れ施設	H13.4.1	H14.10.1	8	10
(f)No. 1 焼入れ施設	63-イ 焼入れ施設	H30.12.1	R.1.5.1	12	15

○塗装ライン

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量(m ³ /日)	
				通常	最大
(g)No. 1 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	H13.4.1	H14.10.1	15	15
(h)No. 2 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	H13.4.1	H14.10.1	15	15
(i)No. 3 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	H30.12.1	R.1.5.1	20	25
(j)No. 4 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	H30.12.1	R.1.5.1	20	25

(3) 氏名変更等届出書の記入例

様式第十(第十二条関係)

氏名変更等届出書

○年○月○日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない
者が届出者になる場合、代表者
の委任状が必要

申請者 住所

名古屋市〇区〇〇丁目〇番地

氏名又は名称及び

○産業株

法人にあつては

代表取締役 ○○ ○○

その代表者の氏名

電話番号 ○○-○○○○

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、下水道法第12条の7の規定により、
次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	○○ ○○	※整理番号	
	変更後	△△ △△	※受理年月日	年月日
変更年月日		○年○月○日	※施設番号	
変更の理由		代表者交代	※備考	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【参考】

代表者氏名変更届は、代表取締役等当該法人を規律する法令の規定により当該法人を代表する
とされる者が変更した場合に行えばよい。

従って、工場長等(会社の代表取締役等から届出に係る権限の委任を受けて工場長等の名義で
届出を行っている場合の当該工場長等をいう。)が変更しても代表者氏名変更届は必要ありません。

(4) 特定施設使用廃止届出書の記入例

様式第十一(第十二条関係)																									
特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書																									
○年○月○日																									
春日井市長 殿 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 工場長等の代表権を有しない者が届出者になる場合、代表者の委任状が必要 </div>																									
申請者 住所 名古屋市○区○ ○丁目○番地 氏名又は名称及び 法人にあつては ○産業(株) その代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 ○○-○○○○																									
特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工場又は事業場の名称</td> <td>○産業(株)</td> <td style="width: 30%;">※整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場の所在地</td> <td>春日井市○町○丁目○番地</td> <td>※受理年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>特定施設の種類</td> <td>66 電気メッキ施設</td> <td>※施設番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定施設の設置場所</td> <td>別紙のとおり</td> <td>※備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用廃止の年月日</td> <td>○年○月○日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用廃止の理由</td> <td>老朽化のため撤去するため</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工場又は事業場の名称	○産業(株)	※整理番号		工場又は事業場の所在地	春日井市○町○丁目○番地	※受理年月日	年 月 日	特定施設の種類	66 電気メッキ施設	※施設番号		特定施設の設置場所	別紙のとおり	※備考		使用廃止の年月日	○年○月○日			使用廃止の理由	老朽化のため撤去するため		
工場又は事業場の名称	○産業(株)	※整理番号																							
工場又は事業場の所在地	春日井市○町○丁目○番地	※受理年月日	年 月 日																						
特定施設の種類	66 電気メッキ施設	※施設番号																							
特定施設の設置場所	別紙のとおり	※備考																							
使用廃止の年月日	○年○月○日																								
使用廃止の理由	老朽化のため撤去するため																								
備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 工場全体の配置図を添付し、廃止になった特定施設の場所を明示とともに、当該施設の設置届出年月日等、当該施設を特定できる事項を記入する。 </div>																									

特定施設の使用を廃止することにより、事業場の排水出量が減少するなどの変更を伴う場合には、特定施設を廃止する60日前までに特定施設の構造等変更届出書の提出が必要となります。

(5) 承継届出書の記入例

様式第十二(第十三条関係)																															
承継届出書																															
○年○月○日																															
春日井市長 殿 <small>工場長等の代表権を有しない者が届出者になる場合、代表者の委任状が必要</small>																															
申請者 住所 名古屋市〇区〇〇丁目〇番地 <small>氏名又は名称及び 法人にあつては その代表者の氏名</small> ○産業(株) 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 〇〇-〇〇〇〇																															
<p>特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工場又は事業場の名称</td> <td>○産業(株)</td> <td style="width: 30%;">※整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場の所在地</td> <td>春日井市〇町〇丁目〇番地</td> <td>※受理年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>特定施設の種類</td> <td>66 電気メッキ施設</td> <td>※施設番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定施設の設置場所</td> <td>別紙のとおり</td> <td>※備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>承継の年月日</td> <td>〇年〇月〇日</td> <td colspan="2" rowspan="3"> <small>工場全体の配置図を添付し、承継した特定施設の場所を明示する。</small> <small>承継に係る事実を証する書類を添付する。</small> </td> </tr> <tr> <td>被承継者</td> <td>氏名又は名称 ○技研(株)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所 春日井市〇町〇丁目〇番地</td> </tr> <tr> <td>承継の原因</td> <td>合併</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※印の欄には、記載しないこと。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 				工場又は事業場の名称	○産業(株)	※整理番号		工場又は事業場の所在地	春日井市〇町〇丁目〇番地	※受理年月日	年 月 日	特定施設の種類	66 電気メッキ施設	※施設番号		特定施設の設置場所	別紙のとおり	※備考		承継の年月日	〇年〇月〇日	<small>工場全体の配置図を添付し、承継した特定施設の場所を明示する。</small> <small>承継に係る事実を証する書類を添付する。</small>		被承継者	氏名又は名称 ○技研(株)		住 所 春日井市〇町〇丁目〇番地	承継の原因	合併		
工場又は事業場の名称	○産業(株)	※整理番号																													
工場又は事業場の所在地	春日井市〇町〇丁目〇番地	※受理年月日	年 月 日																												
特定施設の種類	66 電気メッキ施設	※施設番号																													
特定施設の設置場所	別紙のとおり	※備考																													
承継の年月日	〇年〇月〇日	<small>工場全体の配置図を添付し、承継した特定施設の場所を明示する。</small> <small>承継に係る事実を証する書類を添付する。</small>																													
被承継者	氏名又は名称 ○技研(株)																														
	住 所 春日井市〇町〇丁目〇番地																														
承継の原因	合併																														

既に特定施設を有する特定事業場において、特定施設を承継することにより、事業場の排水出量が増加するなどの変更を伴う場合には、特定施設を廃止する60日前までに特定施設の構造等変更届出書の提出が必要となります。

17 特定施設一覧表

(1) 水質汚濁防止法施行令 別表第1 関連 (第1条関係)

番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 榨汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湤煮施設 ハ 洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）

	リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式纖維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設

42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。 以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質 1 カドミウム及びその化合物 2 シアン化合物 3 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに 限る。) 4 鉛及びその化合物 5 六価クロム化合物 6 硒素及びその化合物 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8 ポリ塩化ビフェニル 9 トリクロロエチレン 10 テトラクロロエチレン 11 ジクロロメタン 12 四塩化炭素 13 1,2-ジクロロエタン 14 1,1-ジクロロエチレン 15 1,2-ジクロロエチレン

	16 1,1,1-トリクロロエタン 17 1,1,2-トリクロロエタン 18 1,3-ジクロロプロペン 19 チウラム 20 シマジン 21 チオベンカルブ 22 ベンゼン 23 セレン及びその化合物 24 ほう素及びその化合物 25 ふつ素及びその化合物 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 27 塩化ビニルモノマー 28 1,4-ジオキサン
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 挿発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
58	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
59	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
60	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
61	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
62	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 2	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
63 の 3	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
64 の 2	

65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（全各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「 <u>総床面積</u> 」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（ <u>総床面積</u> が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（ <u>総床面積</u> が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（ <u>総床面積</u> が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（ <u>総床面積</u> が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獸畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3第14号に規定するものをいう。）

70 の 2	自動車分解整備事業(道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	<p>科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの(※)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 <p>※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71 の 3	<p>一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの[*]をいう。)である焼却施設</p> <p>※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上)のごみ処理施設とする。</p>
71 の 4	<p>産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設^{*1}であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設^{*2}

	<p>※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)</p> <p>1号 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの 3号 汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m²以上のもの 4号 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) 5号 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) イ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m²以上のもの 6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの 8号 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2m²以上のもの 11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設(第12号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)は次のとおりとする。</p> <p>12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2 廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物の分解施設 13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</p>
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゅう施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

*総床面積には、ちゅう房、客席、廊下、洗面所、従業員の更衣室、倉庫棟が含まれます。ただし、従業員等の住居、屋内駐車場及び床面積に当たらないガーデン棟、テラス席等の屋外客席部分は算入しません(昭和63年9月8日 環水規第218号)

(2) ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2関連(第1条関係)

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号※に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち 次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水 又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 ※ 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼 却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上 又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合 にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第 12号の2及び第13号に掲げる施設（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6 年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破 壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限 る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は 廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される 水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若 しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除 く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

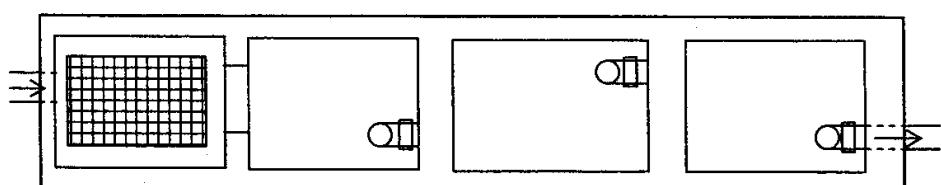
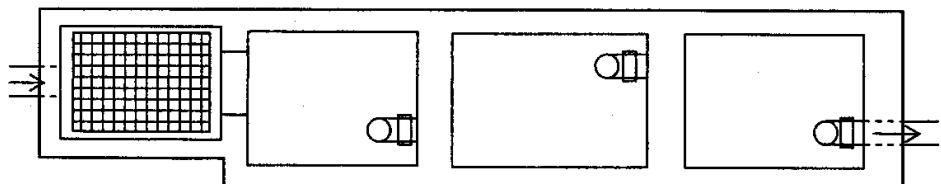
18 その他

(1) 作図例

ア グリーストラップ

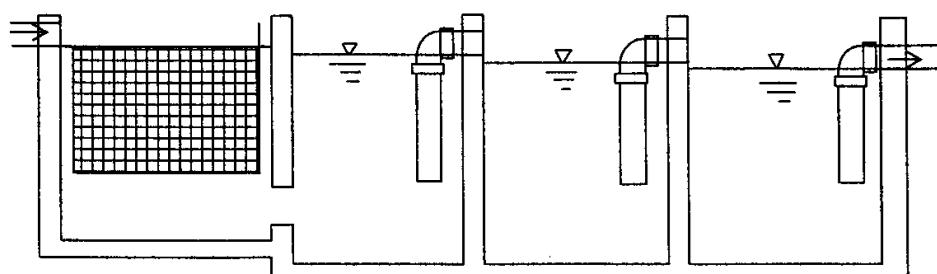
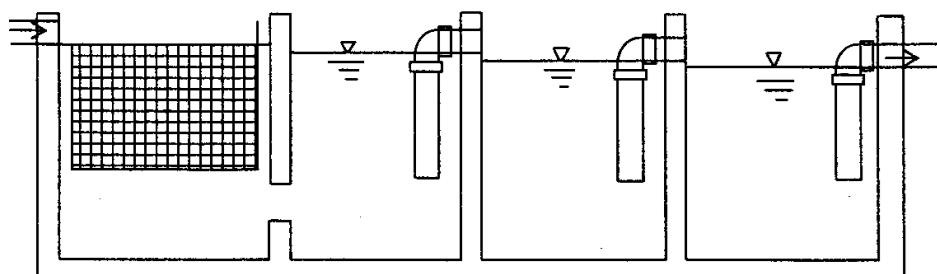
a 平面図

水の流れについて、各槽内の平面距離を長くするため、流入に対して左右対称にエルボの位置を配置します。



b 断面図

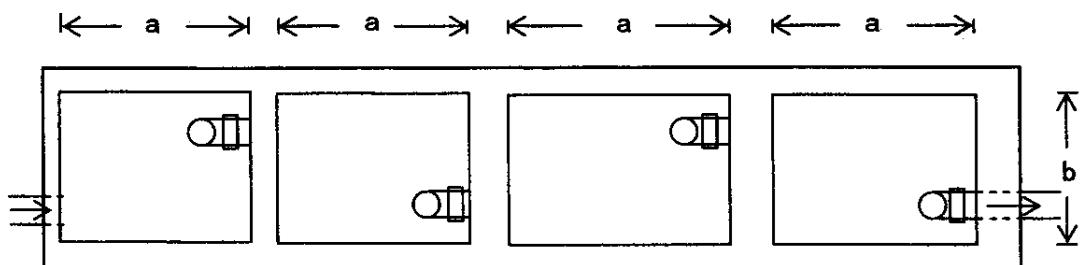
断面図は、下図を原則とし、第1槽内から第4槽までの水位を各2cmずつ低いレベルとなるようにします。



イ オイルトラップ

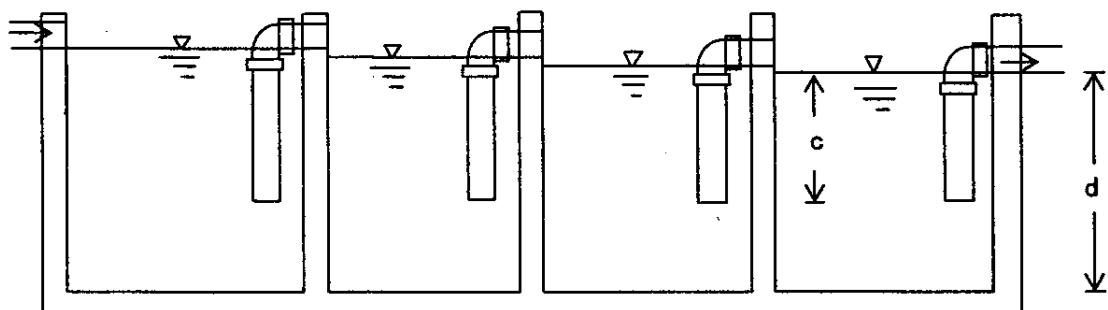
a 平面図

水の流れについて、各槽内での平面距離を長くするため、流入に対して左右対称にエルボの位置を配置します。
(寸法は $a, b \geq 600$)

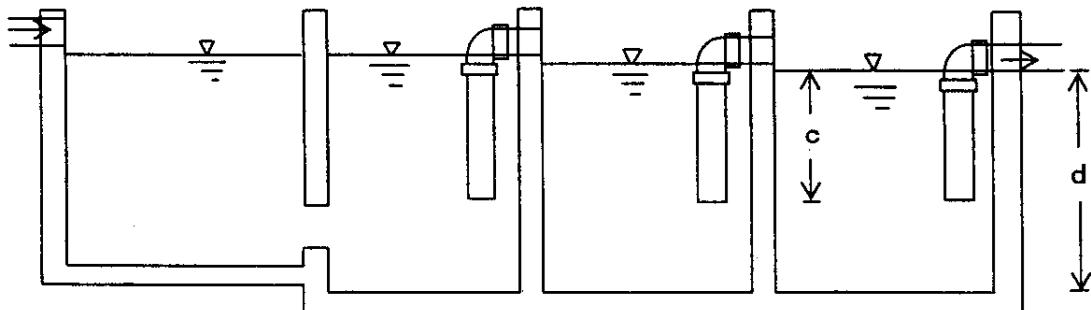


b 断面図

断面図は、下図を原則とし、第1槽内から第4槽までの水位を各2cmずつ低いレベルとなるようにします。
(寸法は $c \geq 500, d \geq 800$)



次の構造を採用する場合は、既設で、市がやむを得ないと認める場合に限ります。



(2) 水質測定記録用表

様式第十三（第十五条関係）

水質測定記録表

測定年月 日及び日 時	測定場所		特定施設の 使用 状況	採 水 者	分析 者	測定項目				備考
	名 称	排水量 (m ³ ／日)								

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）第9条に規定するところより2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

事業場排水と下水道のあらまし
第5版
令和6年3月
春日井市上下水道部上下水道業務課

問い合わせ先 春日井市上下水道部上下水道業務課 排水設備担当
〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
Tel (0568) 85-6348、6418
Fax (0568) 85-6258
e-mail suigyo@city.kasugai.lg.jp